一　当該経営承継相続人等がその有する当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなつた場合において、当該経営承継相続人等が当該特例非上場株式等の一部につき前条第一項の規定の適用に係る贈与をしたとき。	猶予中相続税額のうち、当該贈与をした特例非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該贈与をした日
二　当該認定承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該特例非上場株式等に係る経営承継相続人等が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等に際して、吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十七項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式等の完全子会社等となつた場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき。	猶予中相続税額のうち、当該金銭その他の資産の額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該合併又は当該株式交換等がその効力を生じた日

第七十条の七の二第八項中「規定する経営承継受贈者」の下に「（同条第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした当該経営承継受贈者を除く。）」を加え、同条第十四項第七号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第十六項中「同日以後」を「同日（第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、同号の特例非上場株式等の贈与を受けた者が当該特例非上場株式等について前条第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与税の申告書を提出した日）以後」に改め、同項第二号中「翌日」の下に「（経営承継期間内に当該経営承継相続人等がその有する特例非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日）」を加え、「のうち同項」を「で同項」に改め、同条第二十八項中「、第三号」を「から第三号まで」に改め、同項の表の第二号中「に規定する政令で定めるところにより計算した金額」を「の表の各号の中欄に掲げる猶予中相続税額」に、「同項の規定による納税の猶予に係る期限」を「同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日」に改める。

第七十条の七の三第二項中「前項前段」を「第一項前段」に、「同項の」を「同項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項及び第五項において同じ。）の」に改め、「特例」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同項に」を「同条第一項に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第七十条の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与が同条第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与である場合における前項の規定の適用については、同項中「係る贈与者」とあるのは「係る前の贈与者（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。）と、「当該贈与者」とあるのは「当該前の贈与者」と、「贈与により取得」とあるのは「前の贈与（当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき第七十条の七第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に対する当該特例受贈非上場株式等の贈与をいう。）により当該贈与者又は当該他の経営承継受贈者が取得」と、「当該贈与の」とあるのは「当該前の贈与の」と、「第七十条の七第二項第五号」とあるのは「同条第二項第五号」とする。

第七十条の七の四第二項第五号中「贈与者」の下に「（経営相続承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が同条第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係るものである場合には、当該贈与者又は当該贈与前に同項の特例受贈非上場株式等につき同条第十六項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者。以下この条及びこの条において準用する第七十条の七の二において同じ。）」を加え、同条第三項中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「第一項の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の」を「経営承継期間内に第一項」とあるのは「経営相続承継期間内に第七十条の七の四第一項」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、同条第五項」を「同条第五項」に改め、同条第十二項中「経営承継期間内に」とあるのは「」を「並びに経営承継期間内に」とあるのは「並びに」に改め、「準用する」と」の下に「、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と」を加え、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、同条第十七項」を「（経営承継期間」とあるのは「（当該経営相続承継期間」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同条第十七項」に改める。

第七十条の七の五第一項中「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」を「第七十条の二の四及び第七十条の二の五」に改め、同条第三項第一号中「（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号中「第七十条の二の五第一項」を「第七十条の二の六第一項」に改め、同条第十項第六号中「又は」を「、又は」に改める。

第七十条の七の六第一項中「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」を「第七十条の二の四及び第七十条の二の五」に改める。

第七十条の十三第四項第一号中「規定する教育資金管理契約の終了に関する調書」の下に「若しくは第七十条の二の三第十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」を加え、「当該教育資金管理契約の終了に関する調書」を「これらの調書」に改め、同項第二号中「第七十条の二の二第十七項」の下に「若しくは第七十条の二の三第十八項」を加え、「当該規定」を「これらの規定」に改め、同項第三号中「第七十条の二の二第十七項」の下に「又は第七十条の二の三第十八項」を加える。

第七十二条第一項、第七十二条の二及び第七十三条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第七十五条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第七十七条及び第七十八条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第八十一条を削り、第八十一条の二を第八十一条とする。

第八十二条の見出し中「特定空港運営事業」を「特定空港運営事業等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の三第一項に規定する公社管理道路運営権者が、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第一条第二号に定める日から平成二十九年三月三十一日までの間に同項に規定する認定公社管理道路運営事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第七項に規定する公共施設等運営権の設定を受ける場合には、当該公共施設等運営権の設定の登録に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該設定後一年以内に登録を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の〇・五とする。